

(様式 1－3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 4 月時点

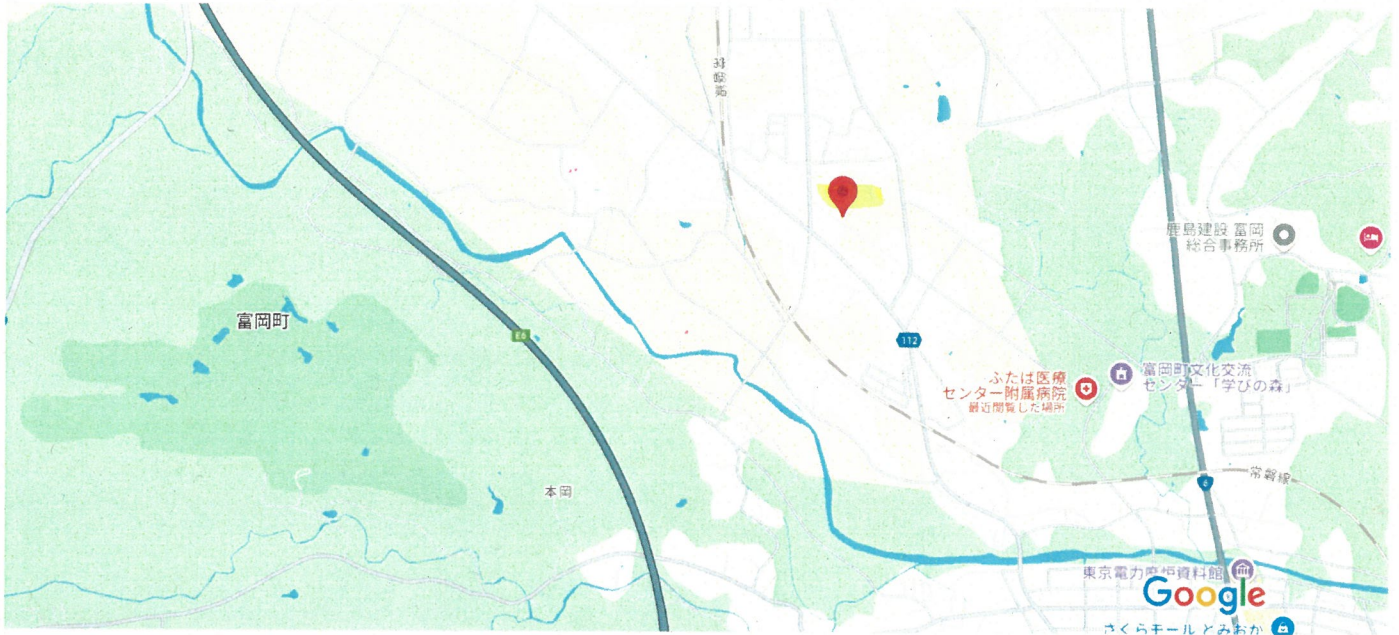
※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	257	事業名	児童福祉施設等整備事業		事業番号	(4)-36-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（間接）	
総交付対象事業費		184,160（千円）	全体事業費		184,920（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所の事故により、双葉圏域の障害児通所支援事業所が双葉圏域外に避難や休止したことで、現在、双葉圏域には障がい児等が専門的な療育を受けられる社会資源がない。 一方で、双葉圏域では避難指示解除による住民の帰還及び移住や近年の早期発見・早期療育の取組により対象児童が増加傾向にあることから、事業所の設置が求められている。 そのため、本事業により児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの多機能型施設を設置し、障がい児やその家族等が安心して暮らせる環境を整備することで、住民の帰還や移住を促進させる。						
事業概要						
東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所の事故により、双葉圏域の障害児通所支援事業所が双葉圏域外に避難や休止したことで、現在双葉圏域には障がい児等が専門的な療育を受けられる社会資源がない。 このため、障がい児やその家族等の帰還や移住等を促進させるための環境を整えるため、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの多機能型施設の整備を実施するもの。 ・設置主体：（福）福島県福祉事業協会 ・施設名：（仮）双葉地方児童発達支援センター ・施設定員：10 名 ・開始時期：令和 8 年 4 月 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> 建設工事						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの多機能型施設の開設により、障がい児やその家族の帰還や移住の促進につながる。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町本岡王塚6 9 8-3



地図データ ©2024 200 m



〒979-1151 福島県双葉郡富岡町本岡
王塚6 9 8-3
建造物

- 
ルート・乗換
- 
保存
- 
付近を検索
- 
モバイルデバイスに送信
- 
共有

 〒979-1151 福島県双葉郡富岡町本岡王塚6 9 8-3

写真